

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等		
z0100010	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等	自動車の保管場所の確保等に関する法律、同法施行令、同法施行規則	自動車保有関係手続は、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に出向いて手続を行う必要がある。 自動車保管場所証明申請は、自動車の保有者が、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長に対し、当該申請に係る場所を使用する権限を有することを疎明する書面、所在図、配置図の各書面を添付して保管場所証明書の交付を申請するものであり、交付を受けた保管場所証明書を運輸支局等に提出しなければ、道路運送車両法に定める自動車登録の処分を受けられないこととされている。	b		自動車保有に関する手続(検査・登録・保管場所証明・自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービスによる電子化については、平成17年を目標にシステム稼働を目指すこととしている。このワンストップサービス化によって複数の行政機関に出向くことなく、各行政機関への手続が一括して行えることとなり記入事項の一本化等、申請手続の合理化が図られることとなる。その際、入力事項を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いといった大量に自動車を保有する方にも配慮した仕組みを設ける方向で検討しているところ。 また、平成15年度には、警察庁では、保管場所証明事務に關し、ワンストップサービスシステムとの通信機能や電子申請の受付機能等を有する新たなコンピュータシステムの実用化に係る試験運用を行う予定。				平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b			e-Japan重点計画において、平成17年にはシステム稼働開始を目指すこととされており、平成17年のシステム稼働に向けて、関係行政機関及び関係民間団体と調整を行っているところであり、現在、自動車保有関係手続のワンストップサービスのシステムの構築を進めている。 ワンストップサービス・システムは、行政機関及び民間団体とのシステムに複雑多岐に接続されるため、平成15年度から一部地域で試験運用を始めて、平成16年度も引き続き、対象地域を拡大するとともに、関係民間団体で整備するシステムと接続した試験運用を行うこと等により、平成17年のシステム稼働前までに、十分な試験・検証を行う必要がある。	a		自動車保有関係手続のワンストップサービスの平成17年稼働開始に向けて、道路運送車両法等の自動車保有関係手続に関する法律の見直しについて検討し、措置する。(遅くとも次期通常国会に法案を提出)	5008	5008240	オリックス㈱	24.1	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続の電子化の早期実現等		自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国・車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国)等の電子化は、規制改革推進3ヵ年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年目途に一部地方公共団体に試験運用)となっているが、これを実現するため、下記の事項を含め早急に検討・具体化していくこと。 検査・登録等諸手続○自動車の検査・登録手続等の電子化○軽自動車の検査・届出手続等の電子化○納税証明書の添付に代わる電子化の検討○抹消・転載登録手続の電子化 自動車取得税の納付手続○納付手続の電子化 自動車税・軽自動車税納付及び還付手続の電子化○電子化に向けた納付及び還付手続の合理化○納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換重量税納付手続等○納付手続等の電子化 保管場所証明申請手続○申請手続の電子化及び電子化に向けた申請手続の全国統一化○電子化に向けた添付書類の簡素化等 自賠責保険付保○付保手続の電子化及び電子化に向けた手続の合理化 所有者に対する所有自動車に係る登録事項等の電子的開示 なお、試験運用を行う際、大量の自動車を所有するリース会社の事務手続等を考慮して、その運用に当たっての検討等を行うこと。	国土交通省 財務省 総務省 警察庁

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

( 回答欄 )							( 再検討要請欄 )		( 再回答欄 )		( 当室記入欄 )		( 最終回答欄 )		( 要望事項欄 )								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管府庁等
z0100110	古物営業法に係る規制緩和	古物営業法第3条、第5条、同法第5条、同法施行規則第1条第3項、同法第7条	古物営業を営もうとする者は、営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならないと規定している(古物営業法第3条)。 また、変更の届出については、古物商等は、古物営業法第5条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、営業所の所在地を各都道府県の公安委員会に届出書を提出しなければならないと規定している(同法第7条第1項)。 ただし、二つ以上の都道府県の公安委員会の管轄区域内に営業所を有する場合は、氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては、その代表者の氏名に変更があったとき(法第5条第1項第1号)、又は法人にあつては、その役員の名及び住所に変更があったとき(同条第7号)は、いずれか一の公安委員会に届出書を提出しなければならないと規定している(同法第7条第2項)。 古物営業法施行規則第1条第3項で「履歴書」、「誓約書」を添付することとなっているが、その様式は定めていない。 古物営業法第7条に基づき、書面で提出を求めている。	…C …B	…	古物商等の遵守義務(第3章)は、標識の掲示や管理者の選任は営業所等に関するものであり、確認等及び申告や帳簿等への記載等は営業所等においてなされるものであり、品触れと差止めは営業所等に所在する古物に関するものであり、営業所等と当該営業所等に集積する古物に着目した内容となつている。したがって、このような営業所等を管轄する都道府県公安委員会に届出書を提出するのは困難であるから、都道府県公安委員会制度の下で許可単位を全国にすることは、困難である。 変更手続きに関しては、制度の現状で述べたように、二以上の公安委員会の管轄区域内に営業所を有する古物商等に係る共通事項(氏名等、住所等、法人の代表者の氏名、法人の役員の名等)については、いずれか一の公安委員会に届出をして、届出を受けた公安委員会が関係する他の公安委員会に通知することとされている。一方、都道府県公安委員会制度の下で、当該公安委員会に全く関係のない事項(管轄外の営業所の名称、所在地や管理者の氏名、住所等)の届出を受理して、これを他の公安委員会に通知することとは、困難である。 (以下「その他」欄に続					古物営業法は、盗品等の売買防止、速やかな発見を図ることを目的として、古物商等を都道府県公安委員会単位の許可制としている。 営業所が全国に展開するか否か、及び取り扱う古物が同一であるか否かに関わらず、営業所等を管轄する都道府県公安委員会であれば実効的な指導監督を行うのは困難であるから、都道府県公安委員会制度の下で許可単位を全国にすることは困難である。 誓約書等、現在都道府県公安委員会が示しているものは、申請者の便宜を図るために、書式の例を示したものであつて、この書式でなければ許可申請を受理しないとするものではない。 変更届の電子化については、警察庁における計画に基づき推進している。			平成15年度中に、古物営業に係る許可申請及び変更届出の電子化に当たり、貴庁より各都道府県公安委員会に実施方針を提示する等何らかの措置を講ずるべきと考えられているが、具体的な措置内容について平成16年度までに実施されることの可否を含め見解を示された。	5034	5034480	(社)リース事業協会	48	古物営業法に係る規制緩和		事務所が所在する各都道府県毎に、許可を取得し、変更の届出を行う必要があり、事務負担が大きい。本店の所在する一の都道府県又は警察庁での許可とすること。履歴書、誓約書の様式が不統一であるため、統一化すること。変更届提出について書面のみで電子化されていないため、電子化すること。	警察庁	
z0100140	二輪車のオートマチック車限定免許の導入について	道路交通法第9条、同法第3条及び別表第4	道路交通法第9条により、都道府県公安委員会は、運転免許に、その免許を受けた者の身体の状態又は運転の技能に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するに必要となる条件を付し、及びこれを変更することができることとされている。なお、オートマチック限定普通免許については、道路交通法施行規則第3条及び別表第4により、当該免許に係る指定自動車教習所における技能教習の教習時間の基準等が定められている。	b		オートマチック二輪車を使用して技能試験に合格した者に対しては運転できる車両をオートマチック二輪車に限定した運転免許を付与することとするオートマチック車限定二輪免許を新設することについて、全国的見地から調査・検討を行い、平成15年度中に結論を得る。		平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b	オートマチック二輪車の車両特性の内容、当該車両特性が道路交通の安全に与える影響に係る検討等を全国的見地から行う必要があることから、平成16年度までに実施することの可否について示すことはできない。		オートマチック二輪車限定免許を導入するために必要な府令の改正等を平成16年度中に実施することについて見解を示されたい。	a	オートマチック二輪車に限定した運転免許を導入することについて、当該免許の導入が道路交通の安全に与える影響等について全国的見地から検討を行い、平成15年度中に結論を得て、平成16年度中に交通安全上必要な府令の改正を実施する。	5073	5073210	(社)日本自動車工業会	21	二輪車のオートマチック車限定免許の導入について		普通二輪車免許及び大型二輪車免許についてオートマチック車限定免許の導入を要望するものである。	警察庁	